

国立大学の法人化について

改革の方向

- ・ 明治以来130年間、国の機関として位置づけられていた国立大学を、独立した「国立大学法人」とすることにより、
 - (1) 自律的な環境の下で国立大学をより活性化し、
 - (2) 優れた教育や特色ある研究に向けてより積極的な取組みを促し、
 - (3) より個性豊かな魅力ある国立大学を実現。

改革のポイント

- ① **大学ごとに法人化**
 - ・ 大学が切磋琢磨しながら、魅力ある教育研究を積極的に展開
- ② **大学としてのビジョンの明確化**
 - ・ 「中期目標」などを通し、大学の理念や改革の方向性を明確化
- ③ **大学の裁量の大幅な拡大**
 - ・ 非公務員型、国の諸規制の大幅な緩和等により裁量を拡大
- ④ **責任ある経営体制の確立**
 - ・ 学外理事を含む役員会を設置し、学長中心の経営体制を確立
- ⑤ **学外有識者の経営参画**
 - ・ 理事や経営協議会委員として、学外有識者が経営に直接参画
- ⑥ **評価の実施と情報公開の徹底**
 - ・ 第三者評価の実施、情報公開の徹底により説明責任を果たす

改革の現状

- ・ 16年4月に法人化。中期目標・中期計画に基づき、各国立大学法人が自律的な大学運営をスタート。17年には国立大学法人評価委員会による最初の年度評価を実施。
- ・ 各国立大学では、法人化後1年を経て、学長のリーダーシップによる機動的・戦略的な大学経営体制の構築、法人化のメリットを活かした教育研究機能の強化など、意欲的な取組みを積極的に展開。

国立大学法人化の経緯

平成

11年 4月

閣議決定

(国の行政組織等の減量、効率化等に関する基本的計画)

国立大学の独立行政法人化については、大学の自主性を尊重しつつ大学改革の一環として検討し、平成15年までに結論を得る。

13年 6月

文部科学大臣 「大学の構造改革の方針」を発表

1. 国立大学の再編・統合
2. 第三者評価による世界最高水準の大学づくり
3. 国立大学の法人化

13年 6月

閣議決定

(今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針)

国立大学については、法人化して、自主性を高めるとともに、・・・民間的発想の経営手法を導入し国際競争力のある大学を目指す。

14年 3月

文部科学省の調査検討会議

新しい「国立大学法人」像について最終報告。

14年 6月

閣議決定

(経済財政運営と構造改革に関する基本方針2002)

国立大学の法人化と教員・事務職員等の非公務員化を平成16年度を目途に開始する。

14年 11月

閣議決定

(平成15年度予算編成の基本方針)

競争的環境の中で世界最高水準の大学を育成するため、「国立大学法人」化などの施策を通して大学の構造改革を進める。

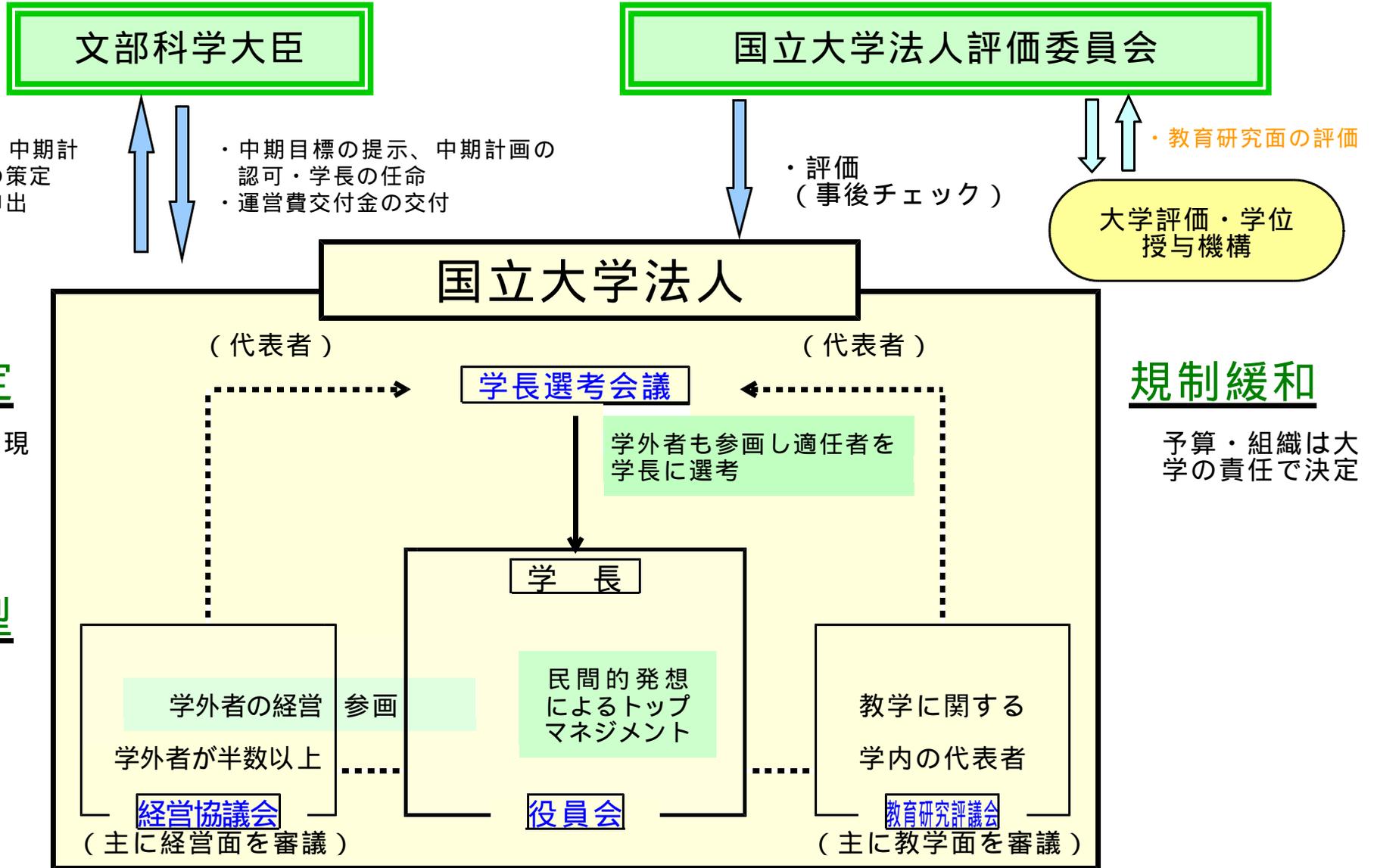
15年 7月

国立大学法人法等関係6法成立(10月施行)



平成16年4月国立大学法人成立

国立大学法人の仕組み



目標の設定

戦略的経営を実現
個性化を促進

非公務員型

弾力的な人事システム
産学官連携等を推進
外国人を幹部に登用

規制緩和

予算・組織は大学の責任で決定

国立大学と国立大学法人の主な比較（国の関与の観点から）

	国立大学	国立大学法人
組織の位置付け	国家行政組織法上の施設等機関 （文部科学省の内部組織）	法律により設立される独立した法人
国の関与（目標・計画等）	日常的に主務大臣の包括的な指揮監督に服する 予算・組織の要求等に際して、国側の事情を事実上反映	大臣の関与は、中期目標の策定、中期計画の認可等に限定 中期目標の策定、中期計画の認可に際しては、大学側の意見に配慮 国立大学法人評価委員会が中期目標期間終了時に評価（教育研究面は大学評価・学位授与機構が評価）
予算上の制約等	組織、項、目などに区分され、流用等が制限されている 単年度主義の原則。支出予算の繰越は一定の制約あり。	運営費交付金は「渡切り」であり用途の内訳は特定されない 運営費交付金は、翌年度に繰越可能 自己努力による余剰金は、予め中期計画に記載した用途に充当可能
他法人への出資	出資不可	技術移転機関（TLO）への出資が可能
任命等	文部科学大臣の任命権の下、管理職たる事務職員人事は国が管理。 学長、学部長等には外国人の任用不可	学長の任命権の下、採用・昇任等の決定も各大学の裁量。 外国人の学長等への任用も可能
給与	法令で定められた給与体系	大学の裁量で弾力的給与体系が可能 （給与基準は届出・公表）
サービス	国家公務員としての諸規制を受ける ・兼業は原則禁止（限定的に認可） ・勤務時間は法令で規定 ・詳細なサービス規定の適用を受ける	各大学の裁量（就業規則等による）

国立大学の再編・統合について

平成 9年度 101大学



平成14年度 99大学



H14.10 (2組4大学)

- ・筑波大学 (図書館情報大学 + 筑波大学)
- ・山梨大学 (山梨大学 + 山梨医科大学)

平成15年度 89大学



H15.10 (10組20大学)

- ・東京海洋大学 (東京商船大学 + 東京水産大学)
- ・福井大学 (福井大学 + 福井医科大学)
- ・神戸大学 (神戸大学 + 神戸商船大学)
- ・島根大学 (島根大学 + 島根医科大学)
- ・香川大学 (香川大学 + 香川医科大学)
- ・高知大学 (高知大学 + 高知医科大学)
- ・九州大学 (九州大学 + 九州芸術工科大学)
- ・佐賀大学 (佐賀大学 + 佐賀医科大学)
- ・大分大学 (大分大学 + 大分医科大学)
- ・宮崎大学 (宮崎大学 + 宮崎医科大学)

平成16年度 「国立大学の法人化 (89法人)」



平成17年10月 87大学 (平成9年度比較 14大学)

H17.10 (1組3大学)

- ・富山大学
(富山大学 + 富山医科薬科大学 + 高岡短期大学)

国立大学法人一覧

番号	大学名	番号	大学名	番号	大学名
1	北海道大学	31	電気通信大学	61	奈良女子大学
2	北海道教育大学	32	一橋大学	62	和歌山大学
3	室蘭工業大学	33	横浜国立大学	63	鳥取大学
4	小樽商科大学	34	新潟大学	64	島根大学
5	帯広畜産大学	35	長岡技術科学大学	65	岡山大学
6	旭川医科大学	36	上越教育大学	66	広島大学
7	北見工業大学	37	富山大学	67	山口大学
8	弘前大学	38	金沢大学	68	徳島大学
9	岩手大学	39	福井大学	69	鳴門教育大学
10	東北大学	40	山梨大学	70	香川大学
11	宮城教育大学	41	信州大学	71	愛媛大学
12	秋田大学	42	岐阜大学	72	高知大学
13	山形大学	43	静岡大学	73	福岡教育大学
14	福島大学	44	浜松医科大学	74	九州大学
15	茨城大学	45	名古屋大学	75	九州工業大学
16	筑波大学	46	愛知教育大学	76	佐賀大学
17	筑波技術大学	47	名古屋工業大学	77	長崎大学
18	宇都宮大学	48	豊橋技術科学大学	78	熊本大学
19	群馬大学	49	三重大学	79	大分大学
20	埼玉大学	50	滋賀大学	80	宮崎大学
21	千葉大学	51	滋賀医科大学	81	鹿児島大学
22	東京大学	52	京都大学	82	鹿屋体育大学
23	東京医科歯科大学	53	京都教育大学	83	琉球大学
24	東京外国語大学	54	京都工芸繊維大学	84	政策研究大学院大学
25	東京学芸大学	55	大阪大学	85	総合研究大学院大学
26	東京農工大学	56	大阪外国語大学	86	北陸先端科学技術大学院大学
27	東京芸術大学	57	大阪教育大学	87	奈良先端科学技術大学院大学
28	東京工業大学	58	兵庫教育大学		
29	東京海洋大学	59	神戸大学		
30	お茶の水女子大学	60	奈良教育大学		